人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会 (第6回)概要

1 開催日時等

○開催日時:令和2年7月14日(火)14:00~16:00

○場 所:中央合同庁舎第2号館 1階 102会議室

〇出 席 者:鈴木座長、宇野委員、江夏委員、小西(砂)委員、小西(雄)委員、

小林委員、小室委員、勢一委員、山本委員、吉岡委員

冲部公営企業審議官、山越公営企業課長、乾公営企業経営室長

安藤課長補佐 ほか

2 議題

(1) 地方公営企業の範囲

- (2) 料金の適正化など中長期的な視点に立った経営規律の向上
- (3) 更新財源投資を確保するための方策

3 配布資料

- (資料1)人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会 これまでの議論を踏まえた論点等
- (資料2) 地方公営企業の範囲
- (資料3)料金の適正化など中長期的な視点に立った経営規律の向上
- (資料4) 更新財源投資を確保するための方策

4 概要

- (1) 事務局より資料1~資料4について説明
- (2) 事務局より資料2について説明
- (3) 事務局より資料3~4について説明
- (4) 出席者からの主な意見

<地方公営企業の範囲について>

- 昭和 21 年の地方公営企業法制定時は、公営企業の範囲を今後拡大するという整理だったが、 昭和 41 年の繰出基準導入時に事実上拡大が止まったと理解している。将来的には、地財法 6 条 に規定されている公営企業と、地方公営企業法の当然適用事業の範囲を一致させるべきではな いか。また、単体で地方財政健全化法の健全化規定の対象となる事業は全て公営企業と捉える 考え方もあるのではないか。
- 昭和 27 年の国会審議では、企業リスクで赤字になった時に税金で補填してでも継続する事業が公営企業との整理であり、そこから本質は大きく変わっていないのではないか。
- 新型コロナウィルス感染症の影響で、民間資金に財源を依存する公営企業も増えてくるため、 民間の金融市場の観点からでも公営企業の範囲がわかりやすくあるべきと考える。
- これまでの意見を踏まえると、公営企業のメルクマールとして、いわゆる「料金回収率」が 削除された今、「持続的な経営」がメルクマールになりうるのではないか。
- 定義として、「持続的」というだけだと、行政が提供するサービスは何でも入ってしまうため、「設備型の事業」として、施設を作り料金で回収しつつ再投資をする概念が重要ではないか。 ただし、病院は必ずしも設備型とは言えないため留意が必要。
- 「持続可能な」は現場に合うメルクマールだと思うが、これを客観的に決めていくことが必要。その際、社会状況や関係法令の変化を踏まえ、適時見直すべきではないか。
- 「料金」というワードも重要。地方公営企業法第 21 条の規定が意味を持たなければ法適用する意味がない。適正な公費負担の上で、料金で経営を目指すという面もメルクマールに含まれるべきではないか。
- 当面は、料金回収率 70~80%に代わる定義を設定するというより、法適用を進める公営企業 の範囲を実務的に考えれば良いのではないか。
- 大規模施設を整備して、将来的には減価償却したものを、サービス提供による料金回収で賄う事業は公営企業会計に馴染むのではないか。一方、例えば介護サービス事業の場合、資産規模が非常に少ない場合が多く、基本的にサービスを提供している事業なので、他の事業と比べて非常に違和感があり、企業会計が馴染まないと考える。このように、公営企業会計に馴染むかどうかは、事業の中身で線引きされるのではないか。
- 法適用や経営戦略策定の対象とすべき事業を公営企業と捉えると、例えば、①施設の所有、②公営企業債の発行、③法令や条例で料金や経営方針が決まっていること、④一定の事業規模(売上、資本金等)、⑤経営期間などの基準が考えられる。

- 実態として、例えば電気事業の場合、FITのように20年で事業を閉じる可能性がある事業は、「持続的な経営」の中でどう議論したらよいのか。
- あまりに短期的な事業を除けば、水力も太陽光も公営企業であると思う。公営企業会計を用いての、地域課題の解決を公営企業という手法を用いて取組むのが公営企業であり、事業目的から判断するべきではないのではないか。
- FIT については、期間限定ながら 20 年は十分な長さだと思うので、支える仕組みが必要ではないか。普及すると価格も下がって市場化するだろうが、特殊なビジネスモデルに自治体が参入したときに、期間限定での事業運営をしっかり行っていただくことが必要で、20 年後に収入が大きく減少した時の撤収コストも見込んで経営すべきではないか。

<料金の適正化など中長期的な視点に立った経営規律の向上について>

- PDCA サイクルの条例化は議論が必要だが、経営戦略に載せるのは良いと考える。
- 法非適用で、料金を適正化していないが成り立っていた団体であっても、将来的に持続可能 かはわからない。経営戦略の策定は見直しの機会となるため、非常に有用。
- 政治と経営(管理者裁量)それぞれが決めるべきことを峻別すべきではないか。
- ダウンサイジングはもちろん、地制調で言及されているようなデジタル化等、中長期のコストを経営戦略にどう位置付けていくかが重要。
- 経営戦略と地域のまちづくりとの関係も重要。地制調でも地域カルテの作成を提案しており、 リンクさせて経営戦略を長期的に見てもらうことも考えられるのではないか。
- 経営戦略は重要であるが、いかに住民に理解してもらうかという観点がないと、これまで公 営企業が行き詰ってきたことの繰り返しになってしまう。
- 自治体によっては、現金主義会計の健全化の意識が非常に強く、特に法非適用の事業では、 現金で収支均衡するところまで繰り入れようとする傾向にあるのではないか。
- 小学校や役場等の管理と、簡易水道施設等の管理は質が異なる。例えば簡易水道で、まだ施設が使える団体で更新費用を積み上げろと言っても直ちには無理ではないか。
- 資産をデータ化して管理し、更新投資の考え方を明確化して初めて、中長期的な視点が生まれる。団体の規模等に応じて、事業報酬まで求めるのか考えるべき。
- 資本剰余金の在り方については高度な意思決定であり、首長や議会を含む自治体全体として 決めるべき内容と考える。
- 利益剰余金の積立ルールについては、条例もしくは議会の議決でやっているところがあると

のことだが、これは議会において議決しているのであるから、現行の仕組みも意義はあるので はないかと考えている。

<更新投資財源の確保について>

- 引当金については、昔は減価償却引当金もあったが、現在の4要件を満たすものではないと 考える。基金条例を作り、積立金として確保するとわかりやすいのではないか。
- 一方、積立金とする場合、損益計算書で利益が出てしまうため、料金を上げなくてよいのではという議論を喚起してしまう。公営企業会計を適用することで、企業の経営成績を表す PL に引当金として更新投資財源を載せる考え方も確かにあり得る。
- 水道・下水道で、それなりの規模の事業であっても、総括原価を考慮せず、10 年以上料金水準を変更していない事業もあると思われる。直ちに原価計算表の作成を義務付けた場合、混乱も想定されるので、法令事項とはせず、要請ベースで作って検証してもらい、そこからステップアップとして原価計算表の経営戦略への掲載や経営戦略の法定化を段階的に行ってはどうか。
- 料金については、将来への積立金をストックマネジメントを使って明記できるのであれば、 定率ではなく、積み上げ方式で資産維持費を計上するのも許容すべきではないか。
- 更新投資財源を資産維持費として料金に組み込むことは賛成だが、水道事業においては地形 や水源次第では、資産維持費3%だと莫大になってしまう。自治体ごとに資産維持費の組込率 を柔軟に設定できたら良いのではないか。

<これまでの議論を踏まえた論点について>

- どういう整理であれ、地方へ要請する際は、「地域課題を解決するにはこの手法が一番適している」という切り口が必要と思う。
- 首長などの関係者がコミットして経営規律に関する基本的方針を定めることを全ての団体に 要請するのは悩ましい。
- ここ数年の気候変動リスクを踏まえ、非財務情報が財務情報になるのではという議論がある。 少なくとも、潜在的なリスクを把握し、料金の適正化や財務状況の把握に活かしていくことも 検討すべきではないか。
- 一般会計からの繰入金について、公営企業がいくらマクロでルールを決めても、実際の運用がきっちりされていない場合もある。一例として、コロナ対応としての水道料金の減免について、近隣自治体の実施を受けて減免を行っている団体も多いと思われるが、繰入金が予定されて、

ておらず不健全な運営例も多く存在しているのではないか。団体ごとにある程度の自由度を担保しつつ、長期のゴーイング・コンサーンのための健全経営指標があればよいと思う。